

平成 18 年 11 月 7 日
財 務 省

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「政策金融改革に係る制度設計」等に従い、日本政策投資銀行の完全民営化に向けて必要な検討を行っているところ。

「政策金融改革に係る制度設計」における決定事項との対比における現在の検討の状況等は以下のとおり。

政策金融改革に係る制度設計（抜粋）	法案の検討状況
<p>・ 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の完全民営化について</p> <p>【日本政策投資銀行関係】</p> <p>2. 移行期（平成 20 年度の新体制移行から完全民営化まで）の在り方</p> <p>(1) 完全民営化のプロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、日本政策投資銀行法を廃止し、政府のみが株式を保有する特殊会社を発足させる。発足時期は平成 20 年 10 月とする。 ・ 新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるよう、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる。 ・ 主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間金融機関とのイコールフットイングや財政措置に係る公益性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与の縮小を図る。 	<p>移行期に係る特別の法律において、日本政策投資銀行法を廃止し、政府のみが株式を保有する特殊会社を平成 20 年 10 月に設立する方向で検討。</p> <p>（注）行政改革推進法に基づき政府保有株式が全部処分された後、直ちに本法案を廃止するための措置等を講ずることとし、その旨を本法案に規定することで検討中。</p> <p>自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入れを措置する方向で検討。また、資金調達手段の多様化を図る方向で検討（ 2.(2)を参照）。</p> <p>他の特殊会社法や銀行法等の金融関係法令の規定を参考にしつつ、必要な関与を検討中。いずれにせよ、政府の関与を縮小する方向で検討。</p>

政策金融改革に係る制度設計	法案の検討状況
<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、中長期の投融資機能を提供する金融機関としての事業基盤を確立するため、新機関の株式の処分方法について十分配慮する。 <p>(2) 移行期における業務の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務等については、中長期の投融資一体となった金融機能の根幹を維持できるよう、資金運用については短期貸付や出資等も含めて、資金調達については預金の受入れや金融債の発行等も含めて規定する。 ・預金業務を開始する際には預金保険機構に加入し、それと併せて金融当局による検査及び監督を実施する。 ・国の政策上真に必要な場合には、他の民間金融機関とのイコルフットイングに配慮しつつ新機関を活用する。 <p>(3) 移行措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期の投融資機能を引き続き適切に提供するため、適正な自己資本を確保する。 ・資金の大宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を認める。 <p>3 . 平成 20 年度の新体制移行までの準備の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策投資銀行を政策に活用している場合においては、平成 20 年度以降の取扱いについて利用者の事情等にも配慮しつつ検討する。特に、法令でその活用が規定されている場合には、必要な見直しを行う。 ・新体制への移行を円滑に進めるため、他の民間金融機関からの長期借入等の業務を可能とする。 	<p>新会社が引き続き中長期の投融資機能を維持するための株式の処分方法のあり方について検討中。</p> <p>安定的、効率的かつ多様な資金調達手段を確立するため、社債発行や借入れに加え、譲渡性預金等、預金受入れや金融債の発行を行う方向で検討。</p> <p>関係省庁や法制局と協議しつつ、具体的な取扱いを検討中。</p> <p>政策を所管する各省庁において検討中。</p> <p>新会社の資産の承継のあり方について検討中。</p> <p>自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を措置する方向で検討。</p> <p>政策を所管する各省庁において検討中。</p> <p>現行の資金調達に加え、民間金融機関からの長期借入を規定する方向で検討。</p>

